

住宅改修助成制度のご紹介

国・東京都・豊島区における住宅改修助成制度をいくつかご紹介します。
ここでは、制度の概要及びお問い合わせ先をご案内しますので、利用要件等については必ず制度の利用前にお問い合わせ先にご確認ください。

国の制度

民間住宅活用型セーフティネット整備事業

既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が直接補助するものです。

問い合わせ

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室
03-6214-5690

東京都の制度

東京都民間住宅活用モデル事業

空き家利活用の方策の可能性を検証するため、賃貸住宅として管理（改修工事完了時より10年間）することを条件に、空き家の改修工事費用の一部を補助します。

上記の「民間住宅活用型セーフティネット整備事業」の補助を受けるものに都が加えて補助をする「国補助併用型」と都が独自に補助をする「都独自補助型」があります。

問い合わせ

東京都 都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課
03-5320-4913

豊島区の制度

木造住宅の耐震診断補助事業

豊島区内の木造住宅の所有者かつ居住者の方に対し、耐震診断に要する費用の一部を助成します。

木造住宅の耐震改修補助事業

豊島区内の木造住宅の所有者かつ居住者の方に対し、耐震診断に要する費用の一部を助成します。

裏面でも豊島区の制度をご紹介します。

非木造住宅の耐震診断補助事業

豊島区内の非木造住宅の所有者かつ居住者の方に対し、耐震診断に要する費用の一部を助成します。

緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断補助事業

豊島区内の緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断について、対象建築物の管理組合に対して助成金を交付します。

緊急輸送道路等沿道建築物の耐震改修補助事業

豊島区内の緊急輸送道路等沿道建築物の耐震改修について、対象建築物の管理組合に対して助成金を交付します。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断補助事業

豊島区内の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断について、対象建築物の所有者（共有の場合は代表者、区分所有の場合は管理組合の代表者）に対して助成金を交付します。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断補助事業

豊島区内の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計について、対象建築物の所有者（共有の場合は代表者、区分所有の場合は管理組合の代表者）に対して助成金を交付します。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事等事業

豊島区内の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事等について、対象建築物の所有者（共有の場合は代表者、区分所有の場合は管理組合の代表者）に対して助成金を交付します。

問い合わせ

豊島区 都市整備部 建築課 許可・耐震グループ
03-3981-0590